

液晶プロジェクター 外 一式

令和2年7月

群馬工業高等専門学校

目次

第Ⅰ部 仕様書概要説明

1. 調達背景及び目的
2. 調達物品名及び構成内訳
 1. 本体名称
 2. 構成内訳
3. 技術的要件の概要
4. その他

第Ⅱ部 調達物品に備えるべき技術的要件

1. 性能、機能に関する要件
2. 性能、機能以外の要件
3. その他

第 I 部 仕様書概要説明

1 調達の背景及び目的

全国の高専にキャンパスネットワーク(キャンパス LAN)が導入されて 20 年以上が経っており、高専における情報処理教育は、計算機センター内の実習室における情報処理教育から、普通教室や実験室での通常授業でも情報通信技術(ICT)環境を活用するようになってきている。群馬工業高等専門学校(以下「本校」という。)でも、無線 LAN 環境が整備されており、ホームルームをはじめほぼ全部の講義室で Wi-Fi が利用可能である。

高専機構全体でマイクロソフト社の Office365 や Teams (TV 会議システム等)の使用契約をしており、学生がこれらのソフトウェアを利用できる環境が整っている。令和 2 年 3 月以降の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和 2 年度から遠隔授業の体制整備を早急に行う必要が生じ、4 月に学生のメーリングリストの整備や Teams の利用環境整備等の基本的な作業を整え、5 月大型連休明けから本格的に遠隔授業を実施している。

今回の全ホームルームへのプロジェクター導入は、遠隔授業をはじめとする新型コロナウイルスの感染に対応した授業環境の整備であり、同時に ICT を活用した授業改善の基盤をなすものである。例えば、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、通常授業が実施できない場合でも、遠隔授業、自宅と教室を結んだ授業(講義、場合によっては実験)を併用して行う時に授業に参加している学生の画面共有を行える。また、遠隔授業の実績を活かした授業改善においてもパソコン画面やスライドを通常授業においても活用でき、国際交流活動においてもホームルームにおいて相手校の画像を容易に映してコミュニケーションを行う等の利用が期待される。更に、複数教室への映像配信を Teams により実現することも容易に可能となる。

2 調達物品名及び構成内訳

液晶プロジェクター 外 一式

(構成)

1. 液晶プロジェクター 25 台
2. スクリーン 25 台

なお、詳細については、「第 II 部 調達物品に備えるべき技術的要件」に示す。

3 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等(以下「性能等」という。)の要求要件(以下「技術的要件」という。)は、第 II 部に示すとおりである。
- (2) 技術的要件は、全て必須の要求要件である。必須の要求要件は、本校の必要とする最低限の要求要件を示しており、入札機器の性能がこれらを満たしていないとの判断がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (3) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判断は本校技術審査委員会において、入札機器に係る技術仕様書その他の入札仕様書で求める提案資料の内容を審査して行う。

4 その他

(1) 入札に関する留意事項

(ア)入札機器は、原則として入札時点で製品化されていること。

(イ)入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合には、技術的要件を満たすことが可能な旨の説明書、開発計画書、納期に間に合うことの根拠を十分に説明できる資料及び確約を提出すること。なお、これらの成否は技術審査による。

(2) 提案に関する留意事項

(ア)技術仕様書は、本校の示す技術的要件に示す項目に応じて、項目に対比した形式で入札機器の性能等を数値又は客観的かつ具体的表現で記載すること。

(イ)提案に関しては、提案装置が本仕様書の要求要件をどのように満たすかを要求要件ごとに具体的に、かつわかりやすく資料を添付するなどして説明すること。単に「できます」「提案します」といった回答や、内容が不明確な場合は、技術的要件を満たしていないと判断する。なお、記載内容はカタログ等の添付資料によって裏付けること。提出された資料が不明確な場合は、要求要件を満たしていないとみなし不合格とすることがあり得る。その際参照すべき箇所がカタログ・性能仕様書・説明書等である場合は、アンダーラインを付したり色付けしたりするなどして該当部分を明示すること。従って審査をするにあたって、提案の根拠が不明瞭、説明が不十分で技術審査に重大な支障があると技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

(ウ)提出された資料等についてヒアリングを行う場合があるので誠実に対応すること。

(エ)提出資料等に関する照会先及び担当者名を明記し、本校担当職員がいつでも直接連絡を取れる体制を確保すること。

(3) 導入に関する留意事項

(ア)導入時日程は、本校の導入担当者と協議しその指示に従うこと。

(4) その他の留意事項

(ア)搬入に要する全ての費用は本調達に含まれる。

第Ⅱ部 調達物品に備えるべき技術的要件

(性能, 機能に関する要件)

1. 液晶プロジェクター

- 1.1 3LCD方式(三原色液晶シャッタ投影方式)であること。
- 1.2 AC100Vの条件下で使用でき、消費電力が350W以下であること。
- 1.3 解像度はWUXGA対応以上であること。
- 1.4 WUXGA, SXGA, WXGA, XGA, SVGA, VGAのアナログ/デジタル信号に対応していること。
- 1.5 光出力(明るさ)は4,200ルーメン以上であること。
- 1.6 本体の大きさがW310mm×D290mm×H90mm以内で、重量が3.2kg以下であること。
- 1.7 天吊り設置が可能であること。
- 1.8 プロジェクターの基本的機能进行操作できるリモコンが付属していること。
- 1.9 自動台形補正機能を有していること。
- 1.10 内蔵スピーカーを搭載していること。
- 1.11 音声出力は16W以上であること。
- 1.12 入力端子はHDMI端子(MHL対応)、ミニD-Sub15pin、φ3.5ステレオミニジャック、RCA端子、LAN端子を1系統以上備えていること。
- 1.13 無線LANの機能を有しており、校内ネットワークに接続可能であること。
- 1.14 天井に取り付けた状態で、エアフィルター清掃、ランプ交換が可能であること。
- 1.15 映像ケーブルはHDMI接続とし、教卓からパソコンが使用できる長さを用意すること。
- 1.16 プロジェクターの設置高さを調整するため、25台のうち4台分の延長パイプ(668mm～918mm)を含めること。

2. スクリーン

- 2.1 手動式(スプリング巻上げ式)で天井取付けが可能であること。
- 2.2 サイズは16:10で120インチ投影可能とし、1.で提案するプロジェクターの全画面投影が可能であること。
- 2.3 スクリーンの巻上げ時は、ロータリーダンパー等により衝撃を和らげる機能を有すること。
- 2.4 スクリーン生地はホワイトとし、防炎材質を使用していること。
- 2.5 スクリーンを降ろすためのアルミフック棒を付属すること。

(性能, 機能以外の要件)

1. 設置条件等

- 1.1. 設置場所は、下記に示す箇所に設置すること。

講義室 25室

(1-102, 1-103, 1-104, 1-202, 1-203, 1-204,
1-302, 1-303, 1-304, 2-101, 2-102, 2-201,
2-202, 2-301, 2-302, 3-201, 3-202, 3-301,

3-302, 3-303, 3-401, 3-402, 3-403, J-101,
J-102)

- 1.2. 液晶プロジェクター及びスクリーンの取付作業については、別途とする。
- 1.3. 設置に伴い、搬入に係るスケジュールを事前に本校と協議し、その設置にあたっては、本校の指示に従うこと。
- 1.4. 納入機器はすべて新品とし、説明書等その他付属品一式を納品すること。また、梱包材料等は、受注者の責任において適切に処分すること。

2. 障害支援体制等

- 2.1. 納入検査確認後1年間、通常の使用により故障した場合は無償で修理を行うこと。
- 2.2. 機器に障害が発生した場合は、土日祝日を除き、通報後72時間以内に対応できる体制であること。

(その他)

1. 本校職員に対する取扱説明に関する教育訓練は、本校が指定する日時、場所で行うこと。
2. 操作マニュアルは、日本語を2部提供すること。

以上